

焼津市告示第117号

平成25年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年 4月 1日

焼津市長 中野 弘道

平成25年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、活力あるまちづくりを市民と協働して推進するため、市民公益活動事業を行う市民活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「市民公益活動事業」とは、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 地域の活性化又は地域の課題解決を目指して、自主的かつ自立的に行う非営利の事業
- (2) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与する事業
- (3) 次のいずれかに該当する事業
 - ア 第5次焼津市総合計画の基本計画に掲げる施策の推進に資する事業で、市民活動団体が単独又は行政等と協働して行うもの
 - イ 他団体又は他地域においてモデルとなる先進的な事業

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体又は市長が特に認めた団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) 市内に事務所又は活動の拠点があること。
 - (2) 構成員が5人以上の団体であること。
 - (3) 組織の運営に関する規約等があること。
 - (4) 特定の政党若しくは宗教を支持し、又はこれに反対する活動を行う団体でないこと。
 - (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が運営し、又は実質的に運営に関与している団体であること。
 - イ 暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している団体であること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体であること。
- (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う市民公益活動事業であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 初期的事業 市民公益活動事業を軌道に乗せるために行う事業（市民公益活動事業を新たに始める補助対象団体又は市民公益活動事業を始めて2年以内の補助対象団体が行うものに限る。）
- (2) 発展的事業 前号に規定する補助対象団体以外の補助対象団体が市民公益活動事業の拡充を図るために行う事業又は新たに行う事業

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 同一年度において、国又は地方公共団体による補助、助成その他の財政支援を受けているものである場合
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するものである場合
- (3) 専ら営利を目的とし、公益性を欠くものである場合
- (4) 施設等の建設又は整備を目的とするものである場合
（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象の経費にならないものとする。

- (1) 団体の存立のための経常的な活動に要する経費
- (2) 事務所等を維持するための経費
- (3) 構成員による会合の飲食費
- (4) 不動産及びその従物の取得に要する経費

2 補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業の区分	補助金の額
初期的事業	補助の対象となる経費の10分の10以内の額とし、10万円を限度とする。
発展的事業	補助の対象となる経費の3分の2以内の額とし、30万円を限度とする。

3 算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 焼津市市民公益活動事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 団体概要書（第3号様式）
- (4) 収支予算書（第4号様式）
- (5) 団体の規約、会則又は定款
- (6) 構成員名簿

(審査委員会の設置等)

第7条 市長は、この要綱による補助金交付の適正化を図るため、焼津市市民公益活動事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る事業の適否について審査委員会に諮問するものとする。

3 前項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による審査委員会の意見を踏まえ、補助金の交付について決定し、焼津市市民公益活動事業費補助金交付・不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業を変更又は中止しようとするときは、次に掲げる書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 焼津市市民公益活動事業変更・中止承認申請書（第6号様式）

(2) 変更収支予算書（第4号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、焼津市市民公益活動事業変更・中止承認通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が終了したときは、次に掲げる書類を事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月4日のいずれか早い日まで市長に提出しなければならない。

(1) 焼津市市民公益活動事業実績報告書（第8号様式）

(2) 収支決算書（第4号様式）

(3) 写真、パンフレットその他の事業の実績を示すもの

(4) 領収書又はその写し

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、焼津市市民公益活動事業費補助金交付確定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(請求の手續)

第12条 前条の確定通知を受けた者は、焼津市市民公益活動事業費補助金請求書（第10号様式）を、確定通知を受けた日から起算して20日以内に市長に提出しなければならない。

(概算払の請求手續)

第13条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金の額の100分の80以内において概算払の請求をすることができる。この場合において、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 市民公益活動事業費補助金概算払請求書（第11号様式）

(2) 資金状況調べ（第12号様式）

（決定の取消し等）

第14条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額を返還させるものとする。

（加算金及び遅延利息）

第15条 補助事業者は、前条第2項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（補助対象事業の内容及び成果等の公表）

第16条 補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業の内容及び成果等を積極的に公表するとともに、当該団体に代わって市が当該公表を行う場合は、これを承諾するものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成25年度分の補助金に適用する。

別表（第5条関係）

費 目	補助の対象となる経費
人 件 費	スタッフ等の賃金、謝礼等
報 償 費	講師、指導者その他の事業協力者（以下「講師等」という。）に対する謝礼、記念品等
旅 費	講師等に対する交通費及び宿泊費の実費並びにスタッフ等の交通費
需 用 費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷製本費、消耗品等の購入費並びに材料費及び飲食費（講師等に提供するものに限る。）
役 務 費	各種資料、備品等を送付するための通信運搬費、各種手数料等
保 険 料	損害賠償保険料等
委 託 費	事業の一部を外部に委託した場合の委託料
使用料及び 賃 借 料	会場等の使用料、機器類及び車両の賃借料
備品購入費	事業実施のために必要不可欠と認められる備品の購入費で、管理責任者を明確にしたものの購入費（補助対象経費の2分の1以内）

現状（課題）	
目的	
計画内容 （日時、場所、 対象者、具体的 内容、周知方法、 実施体制等）	
期待される効果	
備考	

第3号様式 (第6条関係)

団体概要書

団体の名称	(フリガナ)
ホームページ	
代表者の氏名等	氏名 住所 〒 電話 (日中連絡が取れる番号) FAX E-mail
事務局連絡先	担当者氏名 住所 〒 電話 (日中連絡が取れる番号) FAX E-mail
設立年月日	年 月 日 ※特定非営利活動法人の場合は、 <u>認証年月日</u>
構成員数	人
設立の経緯	
活動の目的	
主な活動内容	
年間予算額	円

第4号様式（第6条、第9条、第10条関係）

収支予算書
(変更収支予算書)
(収支決算書)

団体名 _____

1 収入の部

費目	金額(円)	内容、算出根拠等
合 計		

2 支出の部

費目	金額(円)	内容、算出根拠等
合 計		

変更収支予算書の場合は、変更前の予算を上段に括弧書きし、変更後の予算を下段に記載すること。

第5号様式（第8条関係）

焼津市市民公益活動事業費補助金交付・不交付決定通知書

焼 一 号
年 月 日

様

焼津市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり決定したので、焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付・不交付の決定 交付・不交付
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件 焼津市補助金等交付規則及び焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第6号様式（第9条関係）

焼津市市民公益活動事業変更・中止承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者

所在地

団体名

代表者（職・氏名）

㊞

焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、事業の変更・中止の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 交付決定

年 月 日付け焼 一 号

2 申請の内容

3 申請の理由

（添付書類）

（1）変更収支予算書（第3号様式）

（2）その他市長が認める書類

第7号様式（第9条関係）

焼津市市民公益活動事業変更・中止承認通知書

焼 一 号
年 月 日

様

焼津市長 印

年 月 日付けで申請のあった焼津市市民公益活動事業費補助金に関する補助対象事業の変更等については、下記のとおり承認したので、焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認する事項

変更

中止

2 補助金変更決定額

(1) 交付決定額 金 円

(2) 変更決定額 金 円

3 指示事項

第8号様式（第10条関係）

焼津市市民公益活動事業実績報告書

	年 月 日		
<p>(宛先) 焼津市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 団体名 代表者(職・氏名) ㊟</p>			
<p style="text-align: center;">年 月 日付け 焼 ー 号で交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。</p>			
補助対象事業の名称			
補助事業の区分	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">初期的事業</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">発展的事業</td> </tr> </table>	初期的事業	発展的事業
初期的事業	発展的事業		
補助対象経費の総額	金 円		
補助金交付決定額	金 円		
事業の実績	別紙のとおり		
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		

代表者欄は、役職及び氏名を記載するものとし、代表者本人が署名する場合は、押印は不要です。

(添付資料)

- (1) 事業の実績（第9号様式）
- (2) 収支決算書（第3号様式）
- (3) 写真、パンフレットその他の事業の実績を示すもの
- (4) 領収書又はその写し

事業の実績

実施内容 (日時、場所、参加者、具体的内容、周知方法、実施体制等)	
事業の成果	
今後の方向性	
備考	

第9号様式（第11条関係）

焼津市市民公益活動事業費補助金交付確定通知書

焼 一 号
年 月 日

様

焼津市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり確定したので、焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円

第10号様式（第12条関係）

焼津市市民公益活動事業費補助金請求書

金額				百万			千			円

内訳 交付確定額 金 円
 概算払を受けた額 金 円
 差引請求額 金 円

年 月 日付け焼 ー 号により交付の確定を受けた焼津市市民公益活動事業費補助金として上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 焼津市長

所在地
 団体名
 代表者(職・氏名)

Ⓜ

口座 振込先 金融機関	銀行 農協 信用金庫	口座 種目	普通・当座
口座 名義人	(フリガナ)	口座番号	

第11号様式（第13条関係）

焼津市市民公益活動事業費補助金概算払請求書

金額				百万			千			円

内訳 交付決定額 金 円
 概算払を受けた額 金 円
 今回概算払請求額 金 円

年 月 日付け焼 ー 号で交付の決定を受けた焼津市市民公益活動事業費補助金について概算払の請求をします。

年 月 日

(宛先) 焼津市長

所在地
 団体名
 代表者(職・氏名)

Ⓜ

口座 振込先 金融機関	銀行 農協 信用金庫	店	口座 種目	普通・当座
口座 名義人	(フリガナ)		口座番号	

第12号様式（第13条関係）

資 金 状 況 調 べ

単位：円

費目		月別	月	月	月	計
収 入						
	小 計					
	通 計					
支 出						
	小 計					
	通 計					
差 引 残 高 (通 計)						

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。